

# より安定した運営継続を目指す 国保財政健全化計画を策定

国民皆保険の一翼を担う本市の国保事業は、被保険者の相互扶助精神を踏まえ、健全な運営が継続できることを目指しています。

しかし、高齢者の増加や医療技術の高度化などにより、医療費は増加しています。一方、国保財政は、国庫補助率の引き下げや景気低迷などの影響を受け、支出の伸びに見合う財源が確保できない状況であり、財源不足を補完するための財政調整基金も平成21年度で無くなる見込みです。

このままでは、今後の国保運営が行き詰まることは明らかなため、将来にわたって国保事業が安定的に運営継続できるよう、平成22年度から26年度までの「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画」を策定しました。

## 国保の現状と課題

国保加入世帯と被保険者数は、ともに減少していますが、医療費と受診率は増加しています。

国保決算では、平成18年度では1億8700万円あった決算剰余金が、平成19年度から急激に減少し、平成20年度ではかるうじて黒字を確保した状況です（表1）。

国保税の収納額は、景気低迷による所得の減少などの影響で減少傾向にあり、加えて平成20年度は、医療制度改革の影響で大幅に減少しています。

財源不足が見込まれる  
国保財政收支見通し

◆収納率向上のための収納対策  
◆歳出に見合う歳入確保に向けた国保税税率の見直し対策  
◆平成21年度の財源不足額にかかる特別繰り入れ（3億円）  
◆財政健全化計画期間内においては、国民健康保険財政調

業費の増加対策  
◆特定健診などを含む保健事務の増加対策  
◆高齢化の進展に伴う医療費の増加対策  
◆歳出に見合う歳入確保に向けた国保税税率の見直し対策  
◆平成21年度の財源不足額にかかる特別繰り入れ（3億円）  
◆財政健全化計画期間内においては、国民健康保険財政調

の赤字となり、平成22年度以降もさらに5百万円から1400万円の財源不足額が増大していくものと見込まれています（表2）。

## 計画策定に向けた対応策

本計画策定の前提として、次の3項目を必要な決定事項としました。

ア 国保税率を平成22年度課税分から引き上げます。イ 課税（賦課）方式は、現行の4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を継続しますが、資産割は段階的に引き下げます。

ウ 普通徴収によって徴収する国保税の納期は、6月から翌年2月までの9期とします。

**【2】国保税収納率向上対策の強化**

ア 収納率向上対策として、次の6点の取り組みを行います。ともに、新たな対策の検討や強化に努めます。

イ 年金資格喪失者一覧表などを活用し、届け出の適切な指導を実施します。

ウ 年金受給権者一覧表などを活用し、対象者への退職者

す。収納率についても全国的に比較的納付率の高かった高齢者が長寿医療制度に移行したため減少しています。国保運営における主な課題は、次の4点となります。

ア 国保税率を平成22年度課税分から引き上げます。イ 課税（賦課）方式は、現行の4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を継続しますが、資産割は段階的に引き下げます。

ウ 普通徴収によって徴収する国保税の納期は、6月から翌年2月までの9期とします。

**【1】被保険者資格管理の適正化**

ア 資格得喪届出遅延者への広報紙などを利用した周知および関係諸証明などに基づいた完全廻及を実施します。

イ 年金資格喪失者一覧表などを活用し、届け出の適切な指導を実施します。

ウ 年金受給権者一覧表などを活用し、対象者への退職者

**【1】国保税の賦課の見直しおよび収納率の向上など**

ア 国保税率を平成22年度課税分から引き上げます。イ 課税（賦課）方式は、現行の4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を継続しますが、資産割は段階的に引き下げます。

ウ 普通徴収によって徴収する国保税の納期は、6月から翌年2月までの9期とします。

**【1】被保険者資格管理の適正化**

ア 資格得喪届出遅延者への広報紙などを利用した周知および関係諸証明などに基づいた完全廻及を実施します。

イ 年金資格喪失者一覧表などを活用し、届け出の適切な指導を実施します。

ウ 年金受給権者一覧表などを活用し、対象者への退職者

※ただし、「保険料方式」への移行準備が整うまでは、従前の「保険料方式」を継続します。  
◆「保険料方式」への移行に向けて平成22年度に具体化していきます。

整基金条例に基づき、基金の積み立てをします。  
◆「保険料方式」への移行準備が整うまでは、従前の「保険料方式」を継続します。

表1 国保決算額の推移

区分	歳入合計	歳出合計	決算剰余金
18年度	決算額	4,580	4,393
19年度	決算額	4,899	4,840
	増減率	7.0	10.2
20年度	決算額	4,965	4,959
	増減率	1.4	2.5
			△90.0

(単位：百万円、%)

医療制度の周知と勧奨を実施します。なお、勧奨に応じない退職者本人には、職権により適用実施します。

エ 非自発的失業者などの把握に努め、適切な負担軽減策を講じます。

オ 被保険者資格の適正有無を把握するための実態調査を行い、その結果に基づき、適用適正化対策を実施します。

カ 国保資格喪失後の受診に伴う保険給付費の返還を確実に実施します。

## 【2】レセプトの内容点検の充実

ア 専門的知識を有する業者にレセプト点検を委託し、単月および3か月縦覧点検、検算、医科などと薬剤レセプトとの突合および点数表との照合業務を実施します。

イ 平成21年度から開始したレセプトの電子化に対する効率的な内容点検方法を模索し運用体制を構築します。

ウ 第三者行為による求償を着実に推進します。

### 【3】ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進

ア ジェネリック医薬品に対する周知に努めます。

イ 医療機関および調剤薬局などとの理解を得た上で、

## ◆保健事業の推進

「ジエネリック医薬品希望カード」を配布します。

## 健指導の充実

ア 特定健康診査は、各地区などでの集団健診および医療機関での個別健診を実施するとともに健診場所、回数およびその期間の充実を図ります。

イ 市民の利便性を高めるため、特定健康診査の実施に合わせ、後期高齢者健康診査および生活機能評価などを同時に実施します。

ウ 健診対象者への受診票の送付に合わせ、リーフレットなどを同封するとともに広報紙などを利用し、健康診査の周知および啓蒙を図ります。

エ 特定保健指導は、専門的知識を有する業者を有効に活用し、実施効果の向上を図ります。

オ 人間ドック利用者との重複受診を禁止するとともに、その利用者の受診結果の有効活用を図ります。

**[2] 人間ドック助成制度の見直し**

◆その他の対策

**充実** **【2】レセプトの内容点検の**ア 専門的知識を有する業者にレセプト点検を委託し、単月および3か月縦覧点検、検算、医科などと薬剤レセプトとの窓合および点数表との照合業務を実施します。

## 【2】レセプトの内容点検の

ウ 健診対象者への受診票の送付に合わせ、リーフレットなどを同封するとともに広報紙などを利用し、健康診査の周知および啓蒙を図ります。

エ 特定保健指導は、専門的知識を有する業者を有効に活用し、実施効果の向上を図ります。

オ 人間ドック利用者との重複受診を禁止するとともに、その利用者の受診結果の有効活用を図ります。

オ 人間ドック利用者との重複受診を禁止とともに、  
その利用者の受診結果の有効活用を図ります。

## 重点取組実施後の 財政收支見通し

ア **【1】低所得者などへの対策**

「国民健康保険税減免取扱基準」に基づく減免制度について被用者保険などから国保への加入手続き時に、その周知を徹底します。

イ 解雇などによる非自発的失業者が国保に加入する場合には、減額した所得に基づく国保税の算定などの負担軽減策を図ります。

## 【1】低所得者などへの対策

ウ 特定健康診査での健診項目と重複しないような制度（たとえば、脳ドック検査など）、年齢要件および保険者負担割合などの見直し検討を進めます。

確認を徹底します。

表2 国保財政収支見通し

(单位：千円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入見込計	4,967,314	4,995,455	5,080,726	5,176,526	5,264,482	5,356,112
歳出見込計	5,244,772	5,277,921	5,371,494	5,471,453	5,574,307	5,680,169
収支（歳入－歳出）	△277,458	△282,466	△290,768	△294,927	△309,825	△324,057



表3 国保財政収支見通し（重点取組事項対策実施後）

(单位：千円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
見直し後歳入推計額	5,267,314	5,272,793	5,359,248	5,451,929	5,540,074	5,631,949
見直し後歳出推計額	5,244,772	5,267,034	5,349,480	5,438,066	5,529,297	5,623,283
収支（歳入－歳出）	22,542	5,759	9,768	13,863	10,777	8,666